

## 東京有明医療大学大学院学則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この大学院学則は、東京有明医療大学学則第5条第2項及び学校法人花田学園組織規程第14条第2項の規定に基づき、東京有明医療大学大学院（以下「大学院」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 大学院は、保健衛生学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、国民の保健衛生の進展に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成することを目的とする。

2 研究科専攻の目的は、次のとおりとする。

- (1) 保健医療学研究科保健医療学専攻は、保健医療学の理論及び応用を教授研究し、高度の専門職業人及び卓越した研究能力を有する人材を育成することを目的とする。
- (2) 看護学研究科看護学専攻は、看護学の理論及び応用を教授研究し、高度の専門職業人及び卓越した研究能力を有する人材を育成することを目的とする。

#### (自己点検及び評価等)

第3条 大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究活動等について、自ら点検及び評価を行いその結果を公表する。

2 自己点検・評価に関する必要な事項は、別に定める。

#### (個人情報保護)

第4条 大学院は、学生の個人情報保護に努める。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、別に定める。

### 第2章 組織

#### (研究科、専攻、課程)

第5条 大学院に次の研究科及び専攻を置く。

- (1) 保健医療学研究科保健医療学専攻
- (2) 看護学研究科看護学専攻

2 前項の研究科に次の課程を置く。

- (1) 保健医療学研究科保健医療学専攻 博士課程
- (2) 看護学研究科看護学専攻 修士課程

3 博士課程はこれを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱うものとする。

4 前項の前期2年の課程はこれを博士前期課程と呼び、後期3年の課程を博士後期課程と呼ぶ。

- 5 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を養うことを目的とする。
- 6 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事することに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第6条 各課程の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員(人)	収容定員(人)
保健医療学研究科	保健医療学専攻	博士前期課程	7	14
		博士後期課程	2	6
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	3	6
合計			12	26

### 第3章 教職員、運営組織

(教員)

第7条 大学院の教育は、大学院を担当する資格を有する専任教員が行う。ただし、授業科目を担当すべき専任教員を欠く場合等特別の事情がある場合は、非常勤の教員等が行うことができる。

(事務職員)

第8条 大学院の事務は、大学事務局の事務職員が、これを兼ねて行う。

(研究科委員会)

第9条 大学院の研究科に、研究科委員会を置く。

2 前項の研究科委員会に関する事項は、別に定める。

### 第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、前学期、後学期の授業日数を調整するため、前学期及び後学期の始期及び終期を変更することができる。

(休業日)

第12条 休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律により休日とされる日
  - (3) 本学園創立記念日 4月20日
- 2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学長が別に定める。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、若しくは臨時に休業日を定め、又は休業日に授業を課することができる。

#### 第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 大学院の修士課程の標準修業年限は2年とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第14条 大学院における在学期間は、修士課程及び博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることができない。ただし、第20条の規定により入学した学生は、前条に規定する標準修業年限のそれぞれの2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

#### 第6章 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第20条に定める再入学、転入学及び編入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 修士課程及び博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については18年）の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については18年）の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については5年）の課程を修了することにより、学士の学位に

相当する学位を授与された者

- (7) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者
  - (8) 旧制学校等を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第1号）
  - (9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号、昭和30年文部省告示第39号第2号）
  - (10) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等の学力があると認められた22歳以上の者
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
  - (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者
  - (7) 本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位や専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた24歳以上の者
- （入学の出願）

第17条 入学志願者は、大学院所定の入学願書に入学検定料を添えて、願い出なければならない。なお、出願の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

（入学者の選考）

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第19条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書  
その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（再入学、転入学及び編入学）

第20条 学長は、次の各号の一に該当する者で、大学院に入学を志望する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学院を修了した者又は大学院に1年以上在学して退学した者
- (2) 他の大学院に1年以上在学している者

(3) 他の大学院を修了した者又は大学院に1年以上在学して退学した者

第7章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第21条 授業科目及び単位数は、別表1-1から別表1-3のとおりとする。

(授業及び研究指導)

第22条 大学院の教育は、授業科目の履修及び学位論文の作成等（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 研究指導については、別に定める。

(教育方法の特例)

第23条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第24条 教育上有益と認めるときは、他の大学院と協議に基づき、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、研究科における授業履修により修得したものと認定することができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等と協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、期間は1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項の規定により修得したものとして認定することのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては10単位を超えないものとする。

第8章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第27条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として引き続き休学することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。ただし、復学により当該休学期間が2か月に満たないときは、その期間は在学したものとみなす。

5 疾病その他特別の理由のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(復学)

第28条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第29条 他の大学院への入学又は転入学を志望する者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第30条 外国の大学院で学修することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第33条に定める在学期間を含めることができる。

3 第24条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(願い出による退学)

第31条 疾病その他特別な理由により退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第32条 除籍とは、次の各号の一に該当する者を退職させる処理をいい、研究科委員会の協議を経て、学長が除籍を決定する。

(1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者

(2) 第14条に定める在学期間を超えた者

(3) 第27条第2項及び第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第9章 課程の修了及び学位の授与

(修了)

第33条 第13条に規定する修了年限以上在学し、別表2に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該課程の目的に応じ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の審議を経て、学長が修了を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程の在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとし、博士後期課程の在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、1年（修士課程及び博士前期課程を修了した者にあつては、博士後期課程における1年以上の在学期間と修士課程及び博士前期課程における在学期間を合算して3年）以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第34条 学長は、修了を認定した者に対して、次の区分に従い学位を授与する。

(1) 博士前期課程

- ア 保健医療学研究科保健医療学専攻 修士（鍼灸学）
- イ 保健医療学研究科保健医療学専攻 修士（柔道整復学）

(2) 修士課程

- 看護学研究科看護学専攻 修士（看護学）

(3) 博士後期課程

- ア 保健医療学研究科保健医療学専攻 博士（鍼灸学）
- イ 保健医療学研究科保健医療学専攻 博士（柔道整復学）

2 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第35条 学生として表彰に価する行為があった者は、研究科委員会及び大学協議会の協議を経て、学長が決定し表彰することができる。

(懲戒)

第36条 本学の規則に違反し、又は学生として本分に反する行為をした者は、研究科委員会及び大学協議会の協議を経て、学長が決定し懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第37条 大学院の学生以外の者で、大学院において特定の授業科目の履修を志願する者がいるときは、研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として学長が履修を許可することができる。

- 2 学長は、科目等履修生が履修した授業科目の試験に合格したときは、所定の単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第38条 大学院の学生以外の者で、大学院において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として学長が聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第39条 大学院の学生以外の者で、大学院において特定の専門事項について研究すること

を志願する者があるときは、研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として学長が入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学院を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第40条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として学長が入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 入学検定料、入学金及び授業料等

(納付金額)

第41条 入学検定料、入学金及び授業料等の納付金については、別表3に定めるところによる。

第13章 雑則

(大学学則の準用)

第42条 大学院の各授業科目の単位の計算方法、単位の授与、履修科目の評価、授業料等の納入等については、大学学則第25条、第26条、第30条、第46条から第53条までの規定を準用する。

(規則の改廃)

第43条 この規則の改廃は、各研究科委員会及び大学協議会において協議し、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1-1

## (1)保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士前期課程

区分	授業科目	開講 年次	単位数		備考
			必修	選択	
共通科目	保健医療学研究法	1前	2		2単位
	解剖学特論	1前		2	12単位 以上
	解剖生理学実習	1後		2	
	生理学特論	1前		2	
	免疫病理学特論	1後		2	
	薬理学特論	1前		2	
	伝統医学特論	1後		2	
	外傷学特論	1前		2	
	健康管理学特論	1後		2	
	女性医療学特論	1前		2	
	健康科学特論	1後		2	
	スポーツ医科学特論	1前		2	
専門科目	鍼灸研究法特論	1前		2	8単位 以上
	鍼灸研究法演習	1後		2	
	鍼灸研究法実習	2通		4	
	基礎柔道整復学特論	1前		2	
	臨床柔道整復学演習	1後		2	
	応用柔道整復学演習	2通		4	
特別研究		1~2通	8		8単位

別表1-2

## (2)看護学研究科 看護学専攻 修士課程

区分	授業科目	開講年次	単位数		備考	
			必修	選択		
共通科目	看護理論特論	1前	2		2単位	
	看護研究特論	1前	2		2単位	
	看護教育学特論	1後		2	選択8単位以上(共通科目から6単位以上選択)	
	看護倫理学特論	1後		2		
	実用英語特論	1・2後		2		
	解剖学特論	1・2前		2		
	解剖生理学実習	1・2後		2		
	生理学特論	1・2前		2		
	疾患学特論	1・2後		2		
	臨床心理学特論	1・2前		2		
専門科目	基礎看護学特論Ⅰ*	1前		2		10単位以上 *印は、2単位まで、共通科目の選択科目として履修可能
	基礎看護学特論Ⅱ*	1前		2		
	基礎看護学特論Ⅲ*	1後		2		
	基礎看護学特論Ⅳ*	1後		2		
	基礎看護学演習	2前		2		
	看護情報・管理学特論Ⅰ*	1前		2		
	看護情報・管理学特論Ⅱ	1前		2		
	看護情報・管理学演習Ⅰ	1前		2		
	看護情報・管理学演習Ⅱ	1前		2		
	看護情報・管理学演習Ⅲ	1後		2		
	看護情報学特論Ⅰ*	1前		2		
	看護情報学特論Ⅱ	1前		2		
	看護情報学演習Ⅰ	1前		2		
	看護情報学演習Ⅱ	1前		2		
	看護情報学演習Ⅲ	1後		2		
	慢性看護学特論Ⅰ*	1前		2		
	慢性看護学特論Ⅱ	1前		2		
	慢性看護学特論Ⅲ	1前		2		
	慢性看護学演習Ⅰ	1通		2		
	慢性看護学演習Ⅱ	1通		2		
	母子看護学特論Ⅰ*	1前		2		
	母子看護学特論Ⅱ	1前		2		
	母子看護学特論Ⅲ	1前		2		
	母子看護学演習Ⅰ	1通		2		
	母子看護学演習Ⅱ	1通		2		
	地域看護学特論Ⅰ*	1前		2		
	地域看護学特論Ⅱ*	1前		2		
	地域看護学演習Ⅰ	1前		2		
	地域看護学演習Ⅱ	1通		4		
	老年看護学特論Ⅰ*	1前		2		
	老年看護学特論Ⅱ	1前		2		
	老年看護学特論Ⅲ	1前		2		
	老年看護学演習Ⅰ	1通		2		
	老年看護学演習Ⅱ	1通		2		
	精神看護学特論Ⅰ*	1前		2		
	精神看護学特論Ⅱ	1前		2		
精神看護学特論Ⅲ	1前		2			
精神看護学演習Ⅰ	1通		2			
精神看護学演習Ⅱ	1通		2			
クリティカルケア看護学特論Ⅰ*	1前		2			
クリティカルケア看護学特論Ⅱ	1前		2			
クリティカルケア看護学特論Ⅲ	1前		2			
クリティカルケア看護学演習Ⅰ	1通		2			
クリティカルケア看護学演習Ⅱ	1通		2			
特別研究		1～2通	8		8単位	

別表1-3

(1)保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士後期課程

区分	授業科目	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
共通科目	保健医療学国際関係特講	1前	2		2単位
	保健医療学研究特講	1前	2		2単位
特別研究	鍼灸学特別研究1	1通		4	12単位
	鍼灸学特別研究2	2通		4	
	鍼灸学特別研究3	3通		4	
	柔道整復学特別研究1	1通		4	
	柔道整復学特別研究2	2通		4	
	柔道整復学特別研究3	3通		4	

別表2 修了所定単位数

(1)保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士前期課程

区 分	必修	選択	合 計
共通科目	2	12	14
専門科目		8	8
特別研究	8		8
合 計	10	20	30

(2)保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士後期課程

区 分	必修	選択	合 計
共通科目	4		4
特別研究		12	12
合 計	4	12	16

(3)看護学研究科 看護学専攻 修士課程

区 分	必修	選択	合 計
共通科目	4	8	12
専門科目	10		10
特別研究	8		8
合 計	22	8	30

別表 3

入学金、授業料、入学検定料等

(単位 円)

課 程	研究科	学 年	入学金	授業料	施 設 設備費	合 計	入 学 検定料
博士前期 課程	保健医療学研究科 保健医療学専攻	1	300,000	1,000,000	200,000	1,500,000	30,000
		2		1,000,000	200,000	1,200,000	
博士後期 課程		1	300,000	1,000,000	200,000	1,500,000	30,000
		2		1,000,000	200,000	1,200,000	
		3		1,000,000	200,000	1,200,000	
修士課程		看護学研究科 看護学専攻	1	300,000	1,000,000	200,000	1,500,000
	2			1,000,000	200,000	1,200,000	